

原議保存期間	20年(令和27年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長

警察庁丙運発第27号  
令和6年11月13日  
警察庁交通局長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等について(通達)

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第98号。以下「改正府令」という。)及び交通の方法に関する教則の一部を改正する告示(令和6年国家公安委員会告示第48号)が令和6年11月13日に公布され、令和7年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、改正府令等が円滑かつ適切に施行されるよう、事務処理上遺漏のないようにされたい。

#### 記

#### 1 趣旨

令和7年11月以降、新たに製作される総排気量50cc以下で設計最高速度が50km/hを超える一般原動機付自転車に対し、大気環境保護と国際基準調和の観点から、新たな排ガス規制が適用開始されることとなった。

当該規制をクリアする一般原動機付自転車の開発は困難であり、取得が容易な原動機付自転車免許(以下「原付免許」という。)で運転することができる、総排気量50cc以下の一般原動機付自転車の区分に該当する原動機付自転車(以下「現行原付」という。)の国内での生産・販売の継続が、今後、困難となることを受けて、警察庁において、総排気量125cc以下の二輪車の最高出力を現行の原付と同等レベルの4.0kW以下に制御した二輪車(以下「新基準原付」という。)を原付免許で運転することについて、車両の走行評価や関係者からのヒアリング等を行うなどして検討を行った。

その結果、新基準原付は現行原付と同程度に容易かつ安全に運転することができるため、両者を同じ運転免許区分とすることが適当と評価されたことを受け、二輪車の車両区分を見直すものである。

#### 2 内容

構造上出すことができる最高出力を4.0kW以下に制御した総排気量125cc以下の二輪車を、現在は総排気量50cc以下とされている一般原動機付自転車と新たに区分する(改正府令による改正後の道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の2)

### 3 参考

改正府令と同日付けで、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令99号）が公布、施行されている。これにより、改正府令と同様に、最高出力が4.0kW以下の総排気量125cc以下の二輪車は、第二種原動機付自転車ではなく、現在は総排気量50cc以下とされている第一種原動機付自転車と新たに区分されることとなるので、参考とされたい。

なお、新基準原付については、外見上の識別措置をはじめ、国民に対する広報啓発を推進する必要があるところ、識別措置等の留意事項等については、別途指示する。

(参考資料)

改正府令、省令及び教則の官報の写し